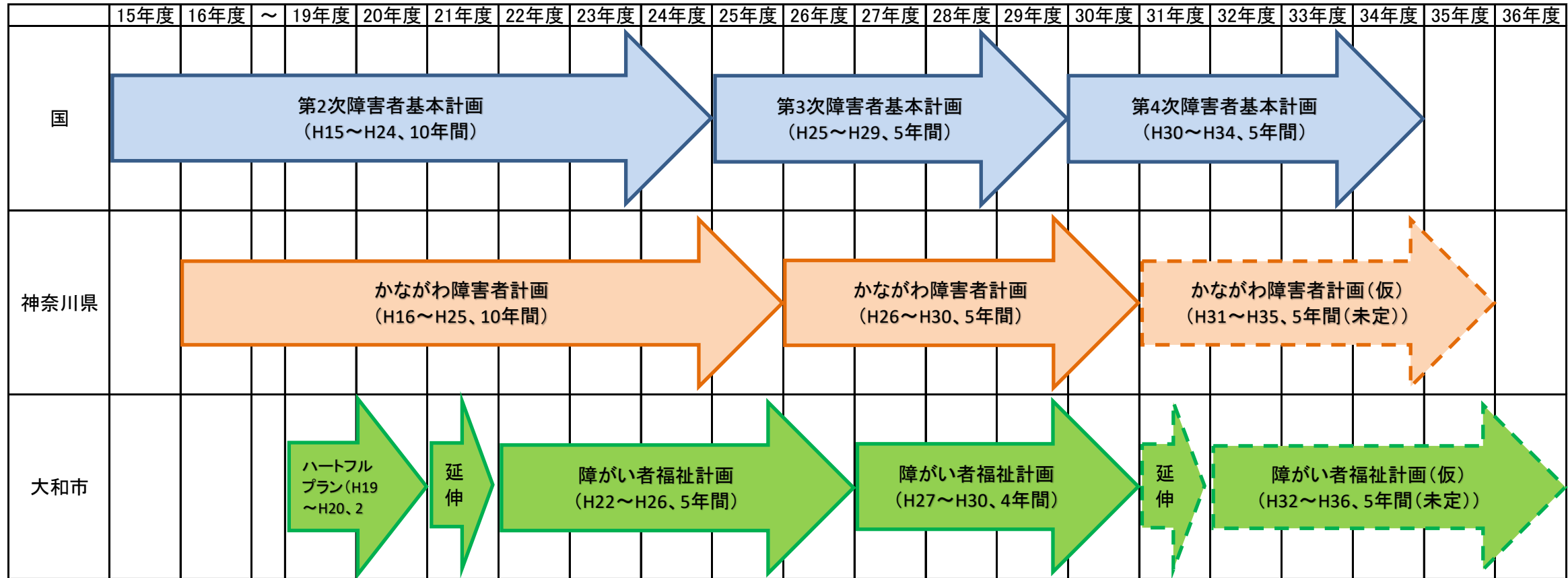


国、県、大和市の障がい者計画策定状況について

資料2



※障害者基本法の改正により市町村による計画策定が義務となったのは、H19年4月から。

本市では、策定努力義務の頃から、「障害者福祉計画(H9年度~H12年度)(H13年度~H17年度)」を策定しており、義務化に合わせてH19年度から新規に策定した。